

2024年6月27日 一部改正
2024年1月30日 技術委員会 審議
2024年5月31日 国土交通大臣 認可

同型船における図面提出省略

改正対象

鋼船規則 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
無線設備規則
バラスト水管理設備規則
冷蔵設備規則
高速船規則
安全設備規則
居住衛生設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
バラスト水管理設備規則検査要領
冷蔵設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領
安全設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領

改正理由

本会規則においては、図面等は印刷物として提出されることを前提として関連要件が規定されており、その中で図面提出作業の省力化を目的として、既に承認された図面及び書類を用いて船舶等を建造する場合には、承認図面及び書類の一部の提出を省略することが認められる旨規定されていた。

昨今のデジタル技術の進展及びそれに伴う提出図面の電子化により、提出が省略されていた同型船の図面を含む全ての必要図面が本会の図面承認システム“NK-PASS”上で確認することが可能となっている。

これまで提出の省略が認められていた同型船の図面であってもシステム上で確認できるようになったことから、今般、図面提出の省略規定について削除すべく、関連規定を改める。

改正内容

承認図面及び書類の一部の提出を省略することを認める要件を削除する。

施行及び適用

2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DH23-19

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面その他の書類* (削除)</p> <p>-6. 液化ガスばら積船にあつては N 編 18.2.1 に、危険化学 品ばら積船にあつては S 編 16.1.1 に規定するオペレーショ ンマニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-7. 低引火点燃料船にあつては GF 編 17.2.2-3.及び4.に規 定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を 得なければならない。</p> <p>-8. 前-1.に掲げる図面及び書類のほか、C 編 1 編 2.3.4 に より損傷制御図の備え付けが要求される船舶にあつては、損 傷制御図を本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>-9. C 編 1 編 14.5.2 の規定により非常曳航設備の備え付け が要求される船舶にあつては、非常曳航設備の配置図及び当 該設備が設置される箇所の船体構造図を本会に提出して承認 を得なければならない。</p> <p>-10. C 編 1 編 14.10.1.10-1.及び 14.10.2.9-1.並びに CS 編 21.3.10-1.及び 21.4.9-1.により、ドア及び内扉に関する操作及 び保守マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、</p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面その他の書類*</p> <p><u>-6. 前-1.及び2.の規定にかかわらず、同一の事業所におい て、既に承認された図面及び書類を用いて船舶を建造する場 合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところに より、-1.及び2.の図面及び書類の一部の提出を省略すること ができる。</u></p> <p>-7. 液化ガスばら積船にあつては N 編 18.2.1 に、危険化学 品ばら積船にあつては S 編 16.1.1 に規定するオペレーショ ンマニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-8. 低引火点燃料船にあつては GF 編 17.2.2-3.及び4.に規 定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を 得なければならない。</p> <p>-9. 前-1.に掲げる図面及び書類のほか、C 編 1 編 2.3.4 に より損傷制御図の備え付けが要求される船舶にあつては、損 傷制御図を本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>-10. C 編 1 編 14.5.2 の規定により非常曳航設備の備え付け が要求される船舶にあつては、非常曳航設備の配置図及び当 該設備が設置される箇所の船体構造図を本会に提出して承認 を得なければならない。</p> <p>-11. C 編 1 編 14.10.1.10-1.及び 14.10.2.9-1.並びに CS 編 21.3.10-1.及び 21.4.9-1.により、ドア及び内扉に関する操作及 び保守マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、</p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>同マニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>-11. 1.2.2 の規定により貨物固縛マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-12. C編1編3.3.5.3, CS編22.4.2, CSR-B編3章5節1.2.2 又はCSR-T編6節2.1.1.2の規定により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。</p> <p>-13. C編1編3.3.5.4 又はCS編22.4.3の規定により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。</p> <p>-14. I編2.3.1の規定により極海域運航手順書の備え付けが要求される船舶にあつては、同手順書を本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-15. 1.1.13の規定により建造中管理のための検査を行う船舶にあつては、検査に先立ち、構造的に重要な場所を示す図面を本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については2.1.2の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 仕様書</p> <p>(2) 船の中央部における船体横断面の最小断面係数の計算書</p> <p>(3) 防食要領書 (2.1.2-12.及び13.に規定する塗装テクニカルファイルに含まれる項目は省略可)</p> <p align="center">(省略)</p>	<p>同マニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>-12. 1.2.2 の規定により貨物固縛マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-13. C編1編3.3.5.3, CS編22.4.2, CSR-B編3章5節1.2.2 又はCSR-T編6節2.1.1.2の規定により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。</p> <p>-14. C編1編3.3.5.4 又はCS編22.4.3の規定により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。</p> <p>-15. I編2.3.1の規定により極海域運航手順書の備え付けが要求される船舶にあつては、同手順書を本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>-16. 1.1.13の規定により建造中管理のための検査を行う船舶にあつては、検査に先立ち、構造的に重要な場所を示す図面を本会に提出して、承認を得なければならない。</p> <p>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については2.1.2の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 仕様書</p> <p>(2) 船の中央部における船体横断面の最小断面係数の計算書</p> <p>(3) 防食要領書 (2.1.2-13.及び14.に規定する塗装テクニカルファイルに含まれる項目は省略可)</p> <p align="center">(省略)</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">10章 鋼製はしけの検査</p> <p>10.2 製造中登録検査</p> <p>10.2.2 提出図面その他の書類</p> <p>-1. 承認用提出図面その他の書類 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、工事の着手に先立ち、2.1.2-1.から-3.、-5.、-6.から-8.及び-14.に掲げる図面のうち当該はしけの構造、艀装等該当する図面及びその他の書類並びに以下に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) スケグ構造図 (2) 押船とはしけの連結部の構造図 (3) Q 編 12.1.3 によりローディングマニュアルの備え付けが要求されるはしけにあっては、そのはしけの積付け条件などを記載したローディングマニュアル</p> <p>-2. 参考用提出図面及びその他の書類 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、前-1.の規定による承認用その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 2.1.3 に掲げる図面及びその他の書類のうち、当該はしけの構造、艀装等に該当する図面かその他の書類 (2) 曳航又は押船要領書 (3) 容量 30 kW 以上の発電機駆動軸系のねじり振動計算書 (4) 航海燈用の蓄電池容量計算書</p> <p>-3. 本会が必要と認める場合は、前-1.及び-2.に掲げる以外の図面又は書類の提出を要求することがある。 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">10章 鋼製はしけの検査</p> <p>10.2 製造中登録検査</p> <p>10.2.2 提出図面その他の書類</p> <p>-1. 承認用提出図面その他の書類 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、工事の着手に先立ち、2.1.2-1.から-3.、-5.、-7.から-9.及び-15.に掲げる図面のうち当該はしけの構造、艀装等該当する図面及びその他の書類並びに以下に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) スケグ構造図 (2) 押船とはしけの連結部の構造図 (3) Q 編 12.1.3 によりローディングマニュアルの備え付けが要求されるはしけにあっては、そのはしけの積付け条件などを記載したローディングマニュアル</p> <p>-2. 参考用提出図面及びその他の書類 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、前-1.の規定による承認用その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 2.1.3 に掲げる図面及びその他の書類のうち、当該はしけの構造、艀装等に該当する図面かその他の書類 (2) 曳航又は押船要領書 (3) 容量 30 kW 以上の発電機駆動軸系のねじり振動計算書 (4) 航海燈用の蓄電池容量計算書</p> <p>-3. 本会が必要と認める場合は、前-1.及び-2.に掲げる以外の図面又は書類の提出を要求することがある。 <u>-4. 前-1.及び-2.の規定にかかわらず、同一の事業所におい</u></p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p>-4. はしけと押船が結合して航行する場合は、一体となった船舶として適用される要件に適合していることを確認できる図面及び書類を本会に提出しなければならない。</p> <p>12章 海洋構造物等に関する検査</p> <p>12.2 登録検査</p> <p>12.2.2 提出図面その他の書類* (削除)</p> <p>15章 作業船に関する検査</p> <p>15.2 登録検査</p> <p>15.2.2 提出図面その他の書類* (削除)</p>	<p><u>て、既に承認された図面及びその他の書類を用いてはしけを建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、前-1.及び-2.の図面及び書類の一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>-5. はしけと押船が結合して航行する場合は、一体となった船舶として適用される要件に適合していることを確認できる図面及び書類を本会に提出しなければならない。</p> <p>12章 海洋構造物等に関する検査</p> <p>12.2 登録検査</p> <p>12.2.2 提出図面その他の書類*</p> <p><u>-3. 前-1.及び-2.の規定に関わらず、同一の事業所において、既に承認された図面その他の書類を用いて船舶を建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、前-1.及び-2.に掲げる図面及び資料の一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>15章 作業船に関する検査</p> <p>15.2 登録検査</p> <p>15.2.2 提出図面その他の書類*</p> <p><u>-4. 前-1.及び-2.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面その他の書類を用いて船舶を建造す</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p>-4. はしけと押船が結合して航行する場合は、一体となった船舶として適用される要件に適合していることを確認できる図面及び書類を本会に提出しなければならない。</p>	<p><u>る場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、前-1.及び-2.に掲げる図面及び資料の一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>-5. はしけと押船が結合して航行する場合は、一体となった船舶として適用される要件に適合していることを確認できる図面及び書類を本会に提出しなければならない。</p>	

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</p> <p>2編 検査</p> <p>2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類* (削除)</p>	<p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</p> <p>2編 検査</p> <p>2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p><u>-5. 前-1.及び2の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて船舶を建造する場合、並びに、海洋汚染防止設備等を製造又は設備する場合には、本会が別に定めるところにより-1.及び2.の図面及び書類の一部の提出を省略することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類* (削除)</p>	<p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p><u>-3. 前-1.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて安全設備を製造する又は設置する場合には、本会が別に定めるところにより前-1.に規定する図面及びその他の書類の提出を省略できる。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">無線設備規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.4 登録検査</p> <p>2.4.2 提出図面及びその他の書類* (削除)</p>	<p style="text-align: center;">無線設備規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.4 登録検査</p> <p>2.4.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p><u>-3. 前-1.に係わらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて無線設備を設置する場合には、本会が別に定めるところにより、承認図面及び書類の提出を省略することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">居住衛生設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類* (削除)</p>	<p style="text-align: center;">居住衛生設備規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p><u>-2. 前-1.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて居住衛生設備を製造する又は設置する場合には、本会が別に定めるところにより前-1.に規定する図面及びその他の書類の提出を省略できる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">バラスト水管理設備規則</p> <p style="text-align: center;">2編 検査</p> <p style="text-align: center;">2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類* (削除)</p>	<p style="text-align: center;">バラスト水管理設備規則</p> <p style="text-align: center;">2編 検査</p> <p style="text-align: center;">2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p><u>-3. 前-1.及び-2.の規定にかかわらず,同一の事業所において,既に承認された図面及び資料を用いてバラスト水管理設備等を設ける場合には,本会が別に定めるところにより前-1.及び-2.の図面及び資料の一部の提出を省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">冷蔵設備規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.1 製造中登録検査* (削除)</p> <p>-4. 前-3.に規定する図面及び資料の他, 次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。 アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料</p>	<p style="text-align: center;">冷蔵設備規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.1 製造中登録検査*</p> <p>-4. <u>前-3.の規定にかかわらず, 同一事業所において既に承認された図面及び資料を用いて冷蔵設備を製造しようとする場合には, -3.に掲げる図面及び資料の一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>-5. 前-3.に規定する図面及び資料の他, 次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。 アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料</p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">高速船規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面その他の書類* (削除)</p> <p>-6. 低引火点燃料船にあつては鋼船規則 GF 編 17.2.2-3.及び4.に規定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>2.1.3 参考用提出図面その他の書類* (削除)</p>	<p style="text-align: center;">高速船規則</p> <p style="text-align: center;">2 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面その他の書類* <u>-6. 前-1.及び2.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて船舶を建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、-1.及び2.の図面及び書類の一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>-7. 低引火点燃料船にあつては鋼船規則 GF 編 17.2.2-3.及び4.に規定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>2.1.3 参考用提出図面その他の書類* <u>-2. 前-1.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて船舶を建造する場合又は機関を製造する場合には、本会が別に定めるところにより、-1.の図面及び書類の一部の提出を省略することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規則は、2024年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。 		

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">B2 登録検査</p> <p>B2.1 製造中登録検査</p> <p>B2.1.2 提出図面その他の書類 (省略) (削除)</p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">B2 登録検査</p> <p>B2.1 製造中登録検査</p> <p>B2.1.2 提出図面その他の書類 (省略)</p> <p><u>-5. 規則 B 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、申込書 (APP-SS-BHL(J)) と以下の図面を各 3 部提出すること。</u></p> <p>(a) <u>一般配置図</u> (b) <u>中央横断面図</u> (c) <u>鋼材構造図</u> (d) <u>外板展開図</u> (e) <u>機関室全体装置図</u> (f) <u>軸系装置図</u> (g) <u>機関室配管系統図</u></p> <p>(2) <u>承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、申込書 (APP-SS-BMC(J)) を 3 部提出すること。この場合、次に示す内容を含むものであること。</u></p> <p>(a) <u>主要な機関要目</u> (b) <u>図面番号、資料番号及び承認年月日</u> (c) <u>充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番</u> (d) <u>標準構造図面承認又は量産機器承認を受けたも</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>-5. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。 登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、申込書 (APP-PE-STB(J)) を提出すること。なお、登録検査申込書が提出されたときには、当該申込書は自動的に登録検査申込書 (Form-1A) に引継がれるものとする。</p> <p>-6. 規則 B 編 2.1.2-12.及び-13.に規定する塗装テクニカルファイルは、内部区画のペイント工事に関して、次の(1)から(7)に掲げる項目を含むこと。</p> <p>(1) 規則 B 編 2.1.8-1.(1)又は 2.1.8-2.(1)でいう適合証明書又は認定書の写し</p> <p>(2) 規則 B 編 2.1.8-1.(1)又は 2.1.8-2.(1)でいうテクニカルデータシートの写しで次の項目を含むもの</p> <p>(a) 製品名及び識別マーク及び／又は識別番号</p> <p>(b) 塗装システムの材料、成分及び配合、色</p> <p>(c) 最小及び最大乾燥膜厚</p> <p>(d) 塗布方法、ツール及び／又は機器</p> <p>(e) 塗装する際の表面条件 (錆落としのグレード、清掃度、粗度等)</p> <p>(f) 環境条件 (温度及び湿度の制限)</p>	<p align="center"><u>の</u>にあつては、<u>その承認番号</u></p> <p>(3) <u>既に承認されている図面及び書類に基づく計画を変更しようとする場合又は承認したときと適用規則が変わっている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及び書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p> <p>-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。 登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、申込書 (APP-PE-STB(J)) を提出すること。なお、登録検査申込書が提出されたときには、当該申込書は自動的に登録検査申込書 (Form-1A) に引継がれるものとする。</p> <p>-7. 規則 B 編 2.1.2-13.及び-14.に規定する塗装テクニカルファイルは、内部区画のペイント工事に関して、次の(1)から(7)に掲げる項目を含むこと。</p> <p>(1) 規則 B 編 2.1.8-1.(1)又は 2.1.8-2.(1)でいう適合証明書又は認定書の写し</p> <p>(2) 規則 B 編 2.1.8-1.(1)又は 2.1.8-2.(1)でいうテクニカルデータシートの写しで次の項目を含むもの</p> <p>(a) 製品名及び識別マーク及び／又は識別番号</p> <p>(b) 塗装システムの材料、成分及び配合、色</p> <p>(c) 最小及び最大乾燥膜厚</p> <p>(d) 塗布方法、ツール及び／又は機器</p> <p>(e) 塗装する際の表面条件 (錆落としのグレード、清掃度、粗度等)</p> <p>(f) 環境条件 (温度及び湿度の制限)</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(3) ペイント工事に関する造船所の作業記録で次の項目を含むもの</p> <p>(a) 各区画における実際に塗布した箇所及び面積 (m^2)</p> <p>(b) 施工した塗装システム</p> <p>(c) 塗装日時, 膜厚, 層数等</p> <p>(d) 塗装中の環境条件</p> <p>(e) 表面処理方法</p> <p>(4) 建造中における塗装システムの検査方法及び補修方法</p> <p>(5) 塗装検査員が記した塗装日誌 (塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの, 及び当該仕様に対し不適合な場合を記載したもの。日誌及び不適合記録簿の例は, <i>IMO 決議 MSC.215(82) Annex 2</i> 又は <i>MSC.288(87) Annex 2</i> 参照。)</p> <p>(6) 造船所により検証された検査記録で次の項目を含む</p> <p>(a) 検査完了日</p> <p>(b) 検査結果</p> <p>(c) 所見 (もしあれば)</p> <p>(d) 塗装検査員のサイン</p> <p>(7) 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法</p> <p>-7. 規則B編2.1.2-13.に規定する耐食鋼テクニカルファイルは, 少なくとも次の(1)から(3)に掲げる項目を含むこと。</p> <p>(1) 耐食鋼材の認定品証明書の写し</p> <p>(2) 技術資料の写しで次の項目を含むもの</p> <p>(a) 承認された溶接方法及び溶接材料</p> <p>(b) 耐食鋼材の製造者が推奨する補修方法 (もしあ</p>	<p>(3) ペイント工事に関する造船所の作業記録で次の項目を含むもの</p> <p>(a) 各区画における実際に塗布した箇所及び面積 (m^2)</p> <p>(b) 施工した塗装システム</p> <p>(c) 塗装日時, 膜厚, 層数等</p> <p>(d) 塗装中の環境条件</p> <p>(e) 表面処理方法</p> <p>(4) 建造中における塗装システムの検査方法及び補修方法</p> <p>(5) 塗装検査員が記した塗装日誌 (塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの, 及び当該仕様に対し不適合な場合を記載したもの。日誌及び不適合記録簿の例は, <i>IMO 決議 MSC.215(82) Annex 2</i> 又は <i>MSC.288(87) Annex 2</i> 参照。)</p> <p>(6) 造船所により検証された検査記録で次の項目を含む</p> <p>(a) 検査完了日</p> <p>(b) 検査結果</p> <p>(c) 所見 (もしあれば)</p> <p>(d) 塗装検査員のサイン</p> <p>(7) 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法</p> <p>-8. 規則B編2.1.2-14.に規定する耐食鋼テクニカルファイルは, 少なくとも次の(1)から(3)に掲げる項目を含むこと。</p> <p>(1) 耐食鋼材の認定品証明書の写し</p> <p>(2) 技術資料の写しで次の項目を含むもの</p> <p>(a) 承認された溶接方法及び溶接材料</p> <p>(b) 耐食鋼材の製造者が推奨する補修方法 (もしあ</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>れば)</p> <p>(3) 造船所の適用記録で次の項目を含むもの（当該項目が船体関係の承認図に含まれる場合、当該承認図を適用記録に代えて差し支えない）</p> <p>(a) 各区画における実際に適用した箇所及び範囲</p> <p>(b) 適用した耐食鋼材の銘柄及び板厚</p> <p>-8. 規則B編2.1.2-1.(1)(ad)にいう「居住区域内的の隔壁及び甲板の空気音遮断性能」とは、附属書2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An5.1に規定する重みつき音響透過損失(R_w)をいう。</p> <p>-9. 規則B編2.1.2-15.にいう「構造的に重要な場所を示す図面」とは、当該船舶に対して実施した強度計算により監視が必要であると認識された位置又は類似船もしくは姉妹船の実績により船体構造の健全性に影響を与えるであろう亀裂、座屈、変形もしくは腐食が発生しやすいと認識された位置を示すものをいう。なお、対象とする船舶に応じて、次の(1)及び(2)を考慮すること。</p> <p>(1) 規則C編1編14.16.3が適用となる船舶にあつては、規則C編1編14.16.3.6に規定する点検設備に関する手引書に記載される構造的に重要な場所を含むこと。</p> <p>(2) SOLAS条約第II-1章第3-10規則の適用を受ける船舶にあつては、規則B編2.1.6-3.(13)に規定する船体コンストラクションファイルに含める「船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）」に含む情報と一致すること。</p>	<p>れば)</p> <p>(3) 造船所の適用記録で次の項目を含むもの（当該項目が船体関係の承認図に含まれる場合、当該承認図を適用記録に代えて差し支えない）</p> <p>(a) 各区画における実際に適用した箇所及び範囲</p> <p>(b) 適用した耐食鋼材の銘柄及び板厚</p> <p>-9. 規則B編2.1.2-1.(1)(ad)にいう「居住区域内的の隔壁及び甲板の空気音遮断性能」とは、附属書2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An5.1に規定する重みつき音響透過損失(R_w)をいう。</p> <p>-10. 規則B編2.1.2-16.にいう「構造的に重要な場所を示す図面」とは、当該船舶に対して実施した強度計算により監視が必要であると認識された位置又は類似船もしくは姉妹船の実績により船体構造の健全性に影響を与えるであろう亀裂、座屈、変形もしくは腐食が発生しやすいと認識された位置を示すものをいう。なお、対象とする船舶に応じて、次の(1)及び(2)を考慮すること。</p> <p>(1) 規則C編1編14.16.3が適用となる船舶にあつては、規則C編1編14.16.3.6に規定する点検設備に関する手引書に記載される構造的に重要な場所を含むこと。</p> <p>(2) SOLAS条約第II-1章第3-10規則の適用を受ける船舶にあつては、規則B編2.1.6-3.(13)に規定する船体コンストラクションファイルに含める「船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）」に含む情報と一致すること。</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center">B12 海洋構造物等に関する検査</p> <p>B12.2 登録検査</p> <p>B12.2.2 提出図面その他の書類 (削除)</p> <p>-6. 規則B編 12.2.2-1.(1)(p)i)という掘削やぐらの構造図とは、以下に掲げる図面をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般配置図 (2) 掘削やぐらの主要構造部の詳細図 (3) 掘削やぐらの組立図 (4) 掘削やぐらの台板, アンカーボルトに関する図面 <p>-7. 規則B編 12.2.2-1.(1)(p)ii)という掘削やぐらの関連資料には、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造解析結果 (2) 構造詳細 (3) 構造解析手法 (4) 設計条件 (5) 掘削やぐらに備える設備の技術仕様 (6) 掘削やぐらの材料仕様 (7) 掘削やぐらにボルト接合を用いている場合は, ボルトの仕様, 材料及び締め付け要領 (8) 掘削やぐらの塗装要領 (9) 索取り図 	<p align="center">B12 海洋構造物等に関する検査</p> <p>B12.2 登録検査</p> <p>B12.2.2 提出図面その他の書類</p> <p><u>-6. 規則B編 12.2.2-3.にいう「本会が別に定めるところ」とは, B2.1.2-5.に掲げられる図面又は資料をいう。ただし, 甲板昇降型船舶及び半潜水型船舶にあつては, 規則B編 12.2.2-1.(1)(m)及び(n)に掲げる図面を3部提出すること。</u></p> <p>-7. 規則B編 12.2.2-1.(1)(p)i)という掘削やぐらの構造図とは、以下に掲げる図面をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般配置図 (2) 掘削やぐらの主要構造部の詳細図 (3) 掘削やぐらの組立図 (4) 掘削やぐらの台板, アンカーボルトに関する図面 <p>-8. 規則B編 12.2.2-1.(1)(p)ii)という掘削やぐらの関連資料には、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造解析結果 (2) 構造詳細 (3) 構造解析手法 (4) 設計条件 (5) 掘削やぐらに備える設備の技術仕様 (6) 掘削やぐらの材料仕様 (7) 掘削やぐらにボルト接合を用いている場合は, ボルトの仕様, 材料及び締め付け要領 (8) 掘削やぐらの塗装要領 (9) 索取り図 	<p align="center">(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">B15 作業船に関する検査</p> <p>B15.2 登録検査</p> <p>B15.2.2 提出図面その他の書類 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">B15 作業船に関する検査</p> <p>B15.2 登録検査</p> <p>B15.2.2 提出図面その他の書類</p> <p><u>-2. 規則 B 編 15.2.2-4.にいう「本会が別に定めるところ」とは、B2.1.2-5.に掲げる図面又は資料をいう。ただし、甲板昇降型船舶にあつては、規則 B 編 15.2.2-1.(4)(a)に掲げる図面を3部提出すること。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類 (削除)</p>	<p>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p><u>-6. 規則 2 編 2.1.2-5.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>同型船舶を建造する場合は次によること。</u></p> <p>(a) <u>承認済図面を用いて海洋汚染防止設備等を設ける場合には、承認済図面使用願と以下に示す図面のうち該当するものを提出すること。</u></p> <p>i) <u>油汚染防止設備、有害液体物質排出防止設備、汚水による汚染防止のための設備又は大気汚染防止のための設備の配置を示す図面</u></p> <p>ii) <u>積付け及び損傷時復原性に関する情報及び資料</u></p> <p>iii) <u>油排出監視制御装置の操作手引書</u></p> <p>iv) <u>COW 設備及び操作の手引書</u></p> <p>v) <u>有害液体物質の排出のための方法と設備のマニュアル</u></p> <p>vi) <u>運送予定有害液体物質一覧表</u></p> <p>vii) <u>船舶発生油等焼却設備取扱手引書</u></p> <p>(b) <u>承認済図面を用いて製造された油汚染防止設備</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
	<p>等（油水分離装置，油フィルタリング装置，処理装置，油分濃度計，油水境界面検出器，油排出監視制御装置等），有害液体物質排出防止設備（タンク洗浄機及び通風機），汚水による汚染防止のための設備（汚水浄化装置又は汚水処理装置）又は大気汚染防止のための設備（揮発性物質放出防止設備又は船舶発生油等焼却設備）を設ける場合には，(a)i)に加えて，既に承認を受けたものであることを示す資料を提出すること。</p> <p>(2) 次に掲げる海洋汚染防止設備等で同型のものを製造する場合又は当該設備等と同等の方法を用いる場合には，既に承認を受けたものであることを示す資料を提出すること。</p> <p>(a) 油水分離装置 (b) 油フィルタリング装置 (c) 油排出監視制御装置 (d) 油水境界面検出器 (e) タンク洗浄機 (f) 通風機 (g) 汚水浄化装置 (h) 汚水処理装置 (i) 揮発性物質放出防止設備を構成する液面計測装置，高位液面計測装置，通気装置又は圧力計測装置 (j) 船舶発生油等焼却設備</p> <p>(3) 鋼船規則及び本則により重複して提出を求められている図面及びその他の資料にあつては，本則関連事項が全て盛り込まれていることが提出者により明らか</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
	<p>にされている場合に限り、本則に定める該当する図面及びその他の資料の提出は省略することができる。</p> <p>(4) <u>既に承認されている図面及び書類に基づく計画を変更しようとする場合又は承認した時と適用規則が変わっている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及び書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p><u>-2. 規則 2 編 2.1.2-3.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面及びその他の書類を用いて安全設備を製造又は設置する場合には、申込書(APP-SS-SE(J))を3部提出すること。</u></p> <p>(2) <u>既に承認されている図面及びその他の書類に基づく計画を変更しようとする場合又は既に適用規則が改正されている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及びその他書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">無線設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.4 登録検査</p> <p>2.4.2 提出図面及びその他の書類 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">無線設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.4 登録検査</p> <p>2.4.2 提出図面及びその他の書類</p> <p><u>-6. 規則 2.4.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面及びその他の書類を用いて無線設備を設置する場合には、申込書 (APP-SS-RD(J)) を3部提出すること。</u></p> <p>(2) <u>既に承認されている図面及びその他の書類に基づく計画を変更しようとする場合又は既に適用規則が改正されている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及びその他書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">居住衛生設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">居住衛生設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p><u>-2. 規則 2 編 2.1.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面及びその他の書類を用いて居住衛生設備を製造又は設置する場合には、申込書 (APP-SS-RES(J)) を3部提出すること。</u></p> <p>(2) <u>既に承認されている図面及びその他の書類に基づく計画を変更しようとする場合又は既に適用規則が改正されている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及びその他書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">バラスト水管理設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2編 検査</p> <p style="text-align: center;">2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">バラスト水管理設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2編 検査</p> <p style="text-align: center;">2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類</p> <p><u>規則2編2.1.2-3.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面を用いてバラスト水管理設備等を設ける場合には、承認済図面使用願と以下に示す図面のうち該当するものを提出すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(a) 有害水バラスト汚染防止措置手引書</p> <p style="margin-left: 20px;">(b) 有害水バラスト処理設備の型式証明書の写し</p> <p>(2) <u>規則2編2.1.2-1.及び鋼船規則により重複して提出を求められている図面及びその他の資料にあつては、関連事項が全て盛り込まれていることが提出者により明らかにされている場合に限り、規則2編2.1.2-1.に定める該当図面及びその他の資料の提出は省略することができる。</u></p> <p>(3) <u>既に承認されている図面及び書類に基づく計画を変更しようとする場合又は承認した時と適用規則が変わっている場合には、工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及び書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">冷蔵設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.1 製造中登録検査 規則 2.2.1-4.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</p>	<p style="text-align: center;">冷蔵設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 登録検査</p> <p>2.2.1 製造中登録検査 規則 2.2.1-5.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</p>	

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">揚貨設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 試験及び検査</p> <p>2.3 登録検査</p> <p>2.3.1 提出図面その他の書類 (削除)</p> <p>-1. 揚貨装置に使用される各種ウインチ及び走行装置駆動用の油圧モータ、油圧ポンプ、蒸気シリンダ、空気圧モータ、又は内燃機関単体の図面は、出力に応じて次の(1)から(3)に定めるところによる。</p> <p>(1) 出力 375kW 未満 図面の提出を省略することができる。ただし、製造者名、型式名及び主要目に関しては、使用されるウインチ又は走行装置本体の承認図面に記載すること。</p> <p>(2) 出力 375kW 以上 主要目、構造詳細図及び強度検討書を 1 部参考用として提出すること。</p> <p>(3) その他 出力 375kW 未満であっても当該機が、本会船級船に</p>	<p style="text-align: center;">揚貨設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2章 試験及び検査</p> <p>2.3 登録検査</p> <p>2.3.1 提出図面その他の書類</p> <p><u>-1. 既に設計検査を受けて承認された図面及び書類を用いて、揚貨設備の全体又はその一部を構成する機器等を同一の事業所において製造する場合の登録検査を受けるときに提出する図面及び書類は、規則 2.3.1 の規定にかかわらず、次の(1)及び(2)に掲げる書類を提出することとどめて差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>本会が別に定める様式による図面提出省略願</u></p> <p>(2) <u>揚貨装置全体配置図</u></p> <p>-2. 揚貨装置に使用される各種ウインチ及び走行装置駆動用の油圧モータ、油圧ポンプ、蒸気シリンダ、空気圧モータ、又は内燃機関単体の図面は、出力に応じて次の(1)から(3)に定めるところによる。</p> <p>(1) 出力 375kW 未満 図面の提出を省略することができる。ただし、製造者名、型式名及び主要目に関しては、使用されるウインチ又は走行装置本体の承認図面に記載すること。</p> <p>(2) 出力 375kW 以上 主要目、構造詳細図及び強度検討書を 1 部参考用として提出すること。</p> <p>(3) その他 出力 375kW 未満であっても当該機が、本会船級船に</p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>初めて搭載されるものである場合には、(2)の取扱いとする。</p> <p>-2. デリック装置の全体配置図及び構造図には、少なくとも次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 全体配置図</p> <p>(a) マスト、ポスト、ガイポスト、シュラウド、ステー（付属のリギンスクリューを含む。）、デリックブーム及び船体構造等に取り付けられる荷役金物の配置</p> <p>(b) 船の幅及びアウトリーチ</p> <p>(c) 滑車の位置及び名称並びにランニングローブの配置（吊上げ振回しのときのもの）</p> <p>(d) ウインチの位置、形式、力量</p> <p>(e) リフティングビーム、クラブ、リフティングマグネット、スプレッダ等を用いる場合はその自重</p> <p>(2) 構造図</p> <p>(a) マスト、ポスト、ガイポスト、デリックブームの構造寸法及び材料</p> <p>(b) シュラウド、ステーの寸法及び材料</p> <p>(c) グースネックブラケット、トッピングブラケット及びプリベンタステーの上下端のアイプレート、その他の荷役金物の寸法及び材料</p>	<p>初めて搭載されるものである場合には、(2)の取扱いとする。</p> <p>-3. デリック装置の全体配置図及び構造図には、少なくとも次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 全体配置図</p> <p>(a) マスト、ポスト、ガイポスト、シュラウド、ステー（付属のリギンスクリューを含む。）、デリックブーム及び船体構造等に取り付けられる荷役金物の配置</p> <p>(b) 船の幅及びアウトリーチ</p> <p>(c) 滑車の位置及び名称並びにランニングローブの配置（吊上げ振回しのときのもの）</p> <p>(d) ウインチの位置、形式、力量</p> <p>(e) リフティングビーム、クラブ、リフティングマグネット、スプレッダ等を用いる場合はその自重</p> <p>(2) 構造図</p> <p>(a) マスト、ポスト、ガイポスト、デリックブームの構造寸法及び材料</p> <p>(b) シュラウド、ステーの寸法及び材料</p> <p>(c) グースネックブラケット、トッピングブラケット及びプリベンタステーの上下端のアイプレート、その他の荷役金物の寸法及び材料</p>	

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">高速船規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">高速船規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">2 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面その他の書類</p> <p><u>規則2編2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは次をいう。</u></p> <p>(1) <u>承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、承認済図面使用願（同型船に対する図面提出省略願）と以下の図面を各3部提出すること。</u></p> <p>(a) <u>一般配置図</u></p> <p>(b) <u>中央横断面図</u></p> <p>(c) <u>鋼材配置図（金属製船体の場合）</u></p> <p>(d) <u>外板展開図（金属製船体の場合）</u></p> <p>(e) <u>積層要領図（FRP製船体の場合）</u></p> <p>(f) <u>機関室全体装置図</u></p> <p>(g) <u>軸系装置図</u></p> <p>(h) <u>機関室配管系統図</u></p> <p>(i) <u>その他本会が必要と認める図面及び資料等</u></p> <p>(2) <u>承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、承認済図面使用願（同型船に対する図面提出省略願）と以下の図面を各3部提出すること。</u></p> <p>(a) <u>主要な機関要目</u></p>	<p>(削除)</p>

「同型船における図面提出省略」 新旧対照表

新	旧	備考
	<p>(b) <u>図面番号, 資料番号及び承認年月日</u></p> <p>(c) <u>充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番</u></p> <p>(d) <u>標準構造図面承認又は量産承認を受けたものにあつては, その承認番号</u></p> <p>(3) <u>既に承認されている図面及び書類に基づく計画を変更しようとする場合又は承認したときと適用規則が変わっている場合には, 工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及び書類を提出して本会の承認を得ること。</u></p>	

「同型船における図面提出省略」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">船用材料・機器等の承認及び認定要領</p> <p style="text-align: center;">総則</p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>2.5 標準構造図面承認</p> <p>「標準構造図面承認」とは、船用機器についてあらかじめ要目、構造、寸法及び材料等を記載した図面及び書類を承認し、当該図面等を標準構造図面としての取扱いを行ってもよいことを製造者に対して証明することをいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この達は、2024年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。 	<p style="text-align: center;">船用材料・機器等の承認及び認定要領</p> <p style="text-align: center;">総則</p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>2.5 標準構造図面承認</p> <p>「標準構造図面承認」とは、<u>鋼船規則 B 編 2.1.2-6.を適用する1つの方法であつて</u>、船用機器についてあらかじめ要目、構造、寸法及び材料等を記載した図面及び書類を承認し、当該図面等を標準構造図面としての取扱いを行ってもよいことを製造者に対して証明することをいう。</p>	